

くらて元気まつり出店規則

(申し込み)

1. くらて元気まつりへの出店申込は、google フォームで行うこと。
2. 飲食関係を出店する者は、自己の責任と負担をもって開催日までに福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の臨時営業許可申請手続きを完了すること。なお、当日は、臨時営業許可証をテント内に掲示すること。
3. 申込多数の場合等の選考は、町内事業者を優先し、くらて元気まつり実行委員会元気部会が抽選を行う。
4. 出店場所は、事務局が割り当てる。要望や異議は認めない。
5. 出店料は1店舗 5,000 円とし、町内事業者は半額とする。

町内事業者とは、町内に事業所を有するまたは代表者が鞍手町に住民登録のあるものとする。

(出店準備・片付け)

1. 10月25日(前日)の出店準備は、正午～午後7時までとする。
2. 10月26日(当日)の営業時間は、午前9時30分～午後4時30分までとする。
3. 10月26日の出店準備は、午前7時～午前9時とする。片付けは午後4時30分～午後5時30分までとする。出店準備及び片付けの時間のみ運搬車両の乗り入れを許可する。
但し、緊急でやむを得ない場合は係員の指示に従うこと。
4. 営業に必要な備品(テント、机、椅子等)は、原則持ち込みとする。
5. テントに必要なおもり(20kg×4個以上)は各自で準備すること。
6. テント出店者に必要な電力は事務局が準備する(1事業者あたり1,000Wまで)。電気使用可能時間は、午前7時30分～午後5時とする。キッチンカー出店者は各自で準備すること。
7. 持ち込んだ備品・貴重品等は各自で管理すること。
8. 備品を持ち込むことができない場合は、事務局が指定した事業者に各自で依頼すること。
9. 1ブース辺りの面積はD3.6m×W5.4mとする。
10. テント出店者において、テントの代わりに車両を停めての営業は認めない。
11. 材料は下洗いを必ず行うこと。
12. 給水・食器等の洗浄は所定の場所以外は使用しないこと。
13. 残量物は各自処理を行い、すべて持ち帰ること。
14. 対象火気器具(プロパンガス、カセット式コンロ、電気コンロなど)を使用する場合は、消火器の設置(原則として1本)を行うこと。
15. 油や炭を使用する場合は、必ずダンボール等で養生し地面を汚さないようにすること。
16. 出店者のテント前にゴミ箱を設置すること。

(車の乗り入れ)

1. 会場内への車の乗り入れは、許可証の付いたもののみとし、それ以外の乗り入れに関しては一切禁止とする。
2. 雨天時等の会場内への車の乗り入れに関しては、事務局の指示に従うこと。

(事故等)

1. 事故及び盗難等に関しては、出店者自らが対処し、事務局は一切の責任を負わない。
2. 出店者間のトラブルがないように努めること。

(罰 則)

この規則に違反した場合は、当日の出店及び次年度からの出店を禁止する。